

## 中津市立地適正化計画策定委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領

### 第1条 目的

本業務は、本市を取り巻く都市構造や生活環境の変化及び将来の人口構造の変化等に対応するために、医療・福祉・商業といった都市機能の集積と居住の誘導を図るコンパクトなまちづくりを推進していく必要がある。そこで、都市再生特別措置法による集約都市形成支援事業に基づき立地適正化計画の策定を目的とし、公募型プロポーザル方式による事業者選定(以下「本プロポーザル」という。)を行うものである。

### 第2条 業務概要

#### (1) 業務名

中津市立地適正化計画策定委託業務

#### (2) 業務内容

別紙「中津市立地適正化計画策定委託業務仕様書」のとおり

#### (3) 業務の履行期間

契約締結日の翌日から令和3年3月15日まで

ただし立地適正化計画の策定作業は令和5年3月(予定)までおこなうものであるため、本業務委託契約は、3ヵ年の全体業務のうち、初年度の業務委託であり、各年度それぞれに委託するものとしている。次年度以降は初年度に契約した者と随意契約を予定しているが、次年度以降の契約を確約するものではない。

#### (4) 履行場所

中津都市計画区域内

#### (5) 提案上限額

13,960,100 円 (初年度・消費税及び地方消費税含む)

### 第3条 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、中津市契約規則を遵守した上、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定(一般競争入札参加者の欠格事由)に該当していないこと。
- (2) 令和2年度中津市測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 公共団体から競争入札参加有資格者指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立て、又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納していない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。法人の場合は、役員等が暴力団員でないこと。また、暴力団員が経営に事実

上参加していないこと。

- (7) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)の「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けている者であること。
- (8) その他法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。
- (9) 立地適正化計画策定業務の受託実績があること。
- (10) 本業務の実施にあたり、前号にある業務実績を有した担当技術者を従事させることが可能な者であること。管理技術者、照査技術者及び担当技術者を選任しなければならない。

管理技術者及び照査技術者は以下の資格条件のいずれかを満たすものとする。

- ・技術士(総合技術管理部門—建設部門、若しくは建設部門—都市及び地方計画)の資格を有し、技術士法に基づく登録を行っている者
- ・RCCM(「都市計画及び地方計画」を専門部門とする)の資格を有し、登録を行っている者

なお、配置予定技術者の要件等は、以下のとおりとする。

- ・プロポーザル参加申込の3ヵ月以上前から常勤雇用されていること。
- ・病休、退職等、発注者が認める理由以外は、業務完了まで変更を認めない。

#### 第4条 実施スケジュール

本業務におけるスケジュールは以下の通りとする。(但し、業務の都合により日程変更あり)

スケジュール項目	予定年月日
① プロポーザルの実施及び参加申込の公告	令和2年7月3日(金)
② 質問書の提出期限	令和2年7月8日(水)まで
③ 質問に対する回答	令和2年7月10日(金)目途
④ 参加申込書の受付期限	令和2年7月14日(火)まで
⑤ 企画提案書等の提出期限	令和2年7月20日(月)まで
⑥ 本審査(プレゼンテーション及びヒアリングの実施)	令和2年7月29日(水)
⑦ 審査結果通知	令和2年8月上旬
⑧ 契約締結	令和2年8月上旬

#### 第5条 質問の提出及び回答

- (1) 提出方法:質問書(様式2)により電子メールで提出すること。

※他の方法による質問には、一切応じないものとする。

- (2) 提出期限令和2年7月8日(水)午後5時15分まで

- (3) 提出先:中津市役所企画観光部総合政策課まちづくり推進室

メールアドレス:[machidukuri@city.nakatsu.lg.jp](mailto:machidukuri@city.nakatsu.lg.jp)

- (4) 回答の期限及び方法

質問に対する回答は、質問者を伏せた形で、令和2年7月10日(金)を目途に本市ホームページに掲載する。ただし、質問の内容によっては本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には回答しないことがある。

なお、質問に対する回答は、本実施要領及び仕様書等の修正事項とみなし取り扱う。

## 第6条 参加申込み

本業務にかかる企画提案について参加を希望するものは、メール、郵送(必着)または直接持込にて下記の書類を各1部提出するものとする。なお、任意様式可の書類については予め表題を掲げること。

- (1) プロポーザル参加申込書(様式1)
- (2) 会社概要書(様式4、任意様式可)
- (3) 業務実績書(様式5、任意様式可)
- (4) 提出期限:令和2年7月14日(火)午後5時15分まで

## 第7条 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限:令和2年7月20日(月)午後5時15分まで
- (2) 提出方法:持参又は簡易書留による郵送(提出期限までに必着)
- (3) 提出書類

- ① 企画提案書(A4判、任意様式)

企画提案書には、イメージ図、企画ポイント、運用方法等を明瞭に記載すること。

また、提案者が受注することによる本市へのメリット又は独自の取組み、追加提案等のアピールポイント等あれば、その旨、記載すること。

- ② 業務実績書(様式5、任意様式可)
  - ③ 業務実施体制(様式6、任意様式可)
  - ④ 業務スケジュール(様式7、任意様式可)

仕様書を参考とし、令和3年度、令和4年度を含めた全体の業務工程表を作成し提出すること。

- ⑤ 配置予定者調書(任意様式)

過去5年間に技術責任者又は主たる担当者として携わった「立地適正化計画」策定業務の概要

- ⑥ 見積書(様式8、内訳明細についてはA4を用いた任意様式)

・提案上限額(消費税及び地方消費税を含む。)を超えないこと。

超えた場合には失格となるため注意のこと。

・消費税及び地方消費税の税率は10%として計算すること。

・見積金額の内訳書を添付すること(任意様式)。

・本体価格並びに消費税及び地方消費税の額を明記すること。

・追加提案した業務を含め、業務遂行に必要なすべての作業項目及び経費を見積もるものとし、内訳書に回数・単価等が分かるように記載すること。

・参考として、令和3年度、令和4年度の見積書も作成すること。(任意様式)

- ⑦ 添付書類

・建設コンサルタントの登録が確認できる資料の写し(登録書等の写し)

- ・過去5年以内の「立地適正化計画」策定業務の実績等が分かる資料の写し(契約書等の写し)
- ・配置予定技術者の資格証等の写し
- ・参加申込者と3ヵ月以上の雇用関係を証明できる書類(被保険者証等の写し)
- ・税の未納分がないことを証明できる書類(納税証明書の写し)
- ・業務体制図

⑧ 本業務に係る過去の実績で代表的な計画書

ただし、自治体のホームページで公表されているものに限定し、下記のいずれかを提出すること。

- ・成果品
- ・成果品が無ければ、その写し

(4) 提出部数

①～⑥書類を1つに綴じ、8部(正本1部、副本7部)

⑦1部

⑧8部

なお、①については紙のほか電子媒体(PDF形式)での提出を求めることとする。

(5) 留意事項

- ・「提案内容」については、用紙下部にページ番号を付すること。
- ・正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付する等、過大なものにならないよう留意すること。審査項目(別表1)について記載箇所を明示するなど工夫を求めることとする。
- ・企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- ・提出書類の差替、修正、追加等は誤植を除き、認めない。  
ただし、本市の判断で補足資料の提出を求めることがある。

(6) 提出先

〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3  
中津市役所企画観光部総合政策課まちづくり推進室  
メールアドレス:[machidukuri@city.nakatsu.lg.jp](mailto:machidukuri@city.nakatsu.lg.jp)

第8条 参加辞退届

参加申込書を提出後、やむを得ない理由が生じ参加を辞退する場合は、速やかにまちづくり推進室まで参加辞退届(様式3)を持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、提出した旨をまちづくり推進室まで電話または電子メールで連絡すること。

第9条 審査方法

(1) 審査方法

選定委員会が審査項目(別表1)に基づき企画提案書の内容から総合的に採点し、その合計点数が最も高い者を優先交渉権者(最優秀提案者)として選定する。

ただし、審査項目の最高得点に対し、6割未満の者は選定しない。また、最高得点の者が同点の場合は、見積額が低い者を上位とし、見積額も同額の場合は、選定委員会において審議し選定する。

企画提案者が1者のみの場合においても、上記の方法により審査をする。

審査は、参加資格審査結果通知とともに、ヒアリング及びプレゼンテーションの実施日時を通知する。

(2) その他

選定委員会での審査は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

#### 第10条 審査結果の通知

審査終了後、速やかに全参加者に対し、得点および順位について、審査結果を電子メールおよび書面により通知する。

#### 第11条 提出書類作成上の留意点

- (1) 提出書類は、言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成すること。
- (2) 提出書類等は、原則としてA4用紙(文字サイズ:10.5 ポイント以上)を用いること。ただし、図またはイラストについては、必要に応じてA3横型の使用も可とする。
- (3) 両面複写は可とするが単一の書類に限ることとし、異なる様式等の両面複写は行わないこと。
- (4) 正本と副本の内容は、字体・色等を含めて同一とすること。

#### 第12条 契約の締結

- (1) プロポーザルの優先交渉権者(最優秀提案者)に選定された事業者は、仕様書及び企画提案書等の内容を基本に委託者と協議し、協議が整った時点で、随意契約により契約を締結する。
- (2) 企画提案書等に記載された項目については、原則契約する際の仕様とする。ただし、本業務の目的達成のため必要な場合においては、協議の上、内容を変更することがある。
- (3) 上記(1)及び(2)により、提案上限額を超えない範囲で契約予定金額の調整を行うことがある。
- (4) 辞退その他の理由で契約が出来なくなった場合は、次順位者と契約の交渉を行うこととする。

#### 第13条 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに必要書類が提出されなかった場合
- (3) 提出した書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 参考見積額が提案上限額を超えている場合
- (5) 上記(1)～(4)に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為など、市長が失格とすることが適当であると認めた場合

#### 第14条 その他留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 契約締結後、本業務において作成した成果品の所有権、著作権、利用権については、中津市に帰属するものとする。
- (3) 提出された書類は、返却しないものとする。

- (4) 提案書の提出を辞退した場合、これを理由にして不利益な取り扱いを受けることはない。
- (5) 本要領に示した書類のほかに市長が必要と認める書類の提出を求めることがある。

第15条 担当部署(連絡先)

中津市役所企画観光部総合政策課まちづくり推進室

TEL:0979-22-1111 (内線241)

メールアドレス:[machidukuri@city.nakatsu.lg.jp](mailto:machidukuri@city.nakatsu.lg.jp)

(別表1)

## 「中津市立地適正化計画策定委託業務審査項目」

	項目	審査の視点	配点
業務 実施 能力	業務遂行体制	同種・類似業務について十分な実績があり、業務遂行が十分な実施体制、技術者・担当者の人員配置になっているか。市と担当者の連絡調整が速やかに行えるか。	10点
企画 提案 内容	業務理解度	「中津市総合計画」や「中津市都市計画マスタープラン」など提案内容が上位計画との整合性があり、地域特性や課題認識を踏まえた上で、防災・公共交通・都市計画道路等の理解、考えて方が明示されているか。	30点
	提案内容・プレゼンテーション	① 中津市の地域特性を踏まえた的確な課題設定・調査項目に対する明確な調査・分析手法が明示され、効率的な手段で無理のないスケジュールが示されているか。 ② 市民に対し、客観的・論理的に説明できる誘導区域と誘導施設の設定方針及び誘導するための施策の検討方法が適切かどうか。 ③ 提案者が受注することによる本市へのメリットや独自の取り組み、アピールポイント、または、本市が抱える課題をプラスに変えるなどの追加提案がなされているか。 ④ ヒアリングおよびプレゼンテーションの内容から業務遂行能力があるかどうか。	40点
	計画(成果物)のイメージ	内容が分かりやすく構成され、デザイン、レイアウト、文字の大きさなど見やすく、魅力ある計画書作りの工夫がされているか。情報やデータの使い方、分析・処理の仕方に優れ、効果的に組み込まれているか。	10点
見積額(令和2年度)の評価		評価点＝配点×(最低見積価格)/(各社見積価格)	10点
合 計			100点

※ 評価項目の最高得点に対し、6割未満の者は選定しない。